

日本でのリンゴ生果実の輸入は1971年に自由化されているが、植物防

疫法によって日本で未発生の病害虫である「コドリンガ」、「火傷病」の発生地域からの輸入を禁

止する一方、植物検疫制度は輸出相手国でもリンゴ生産国によって設定してい

るところがあり、日本のリンゴ輸出では、韓国が禁止しているほか、台湾

も輸出相手国でもりんご生産地から台湾で未発生のモモシンクイガが発見されたことから、2006年2月に一時的にモモシンクイガ等寄生果実10品目を輸入禁止とし、その後、日本と台湾間

も注意が必要なのが台湾だ。台湾は日本産リンゴ

から台湾で未発生のモモシンクイガが発見されたことから、2006年2月に一時的にモモシンクイガ等寄生果実10品目を輸入禁止とし、その後、日本と台湾間

で検疫措置について協議し、条件付き輸入解禁となっている。

検疫措置の内容は①施設・生産園地登録②園地の防除記録保管③梱包容器に施設コードを明記④台湾側検疫官の查察⑤台湾輸入検査でモモシンクイガ発見時の措置など。検査でモモシンクイガが発見された場合、1回目は、そのリンゴを出荷した都道府県からの輸入を禁止し、2回目は日本からの輸入を禁止する。この規定は個人輸出の場合でも適用される。

最も悪い場合、輸出向けの2万トンを超えるリンゴが行き場を失い、国内相場にも深刻な影響を与えることが懸念される。絶対に台湾向けリンゴからモモシンクイガを出すわけにはいかない。

害虫発見なら輸入禁止

5万トン時代へ 青森リンゴ輸出

19

台湾の植物検疫

止している。
ただし、これらの病害虫の完全防除が確立した場合は規制を緩和しておらず、ニュージーランド、米国、オーストラリアは解禁されたが、世界最大のリンゴ産地・中国からは依然として輸入を認め

が一定の検疫条件を付けて輸入を認めている。タナムは病害虫危険度評価を求めているが、香港、シンガポール、中国は検疫に関しての規制はない。



リンゴを食害するモモシンクイガの幼虫（県りんご研究所提供）

日本と台湾間で検疫措置を講じて、台湾側の許可が出るまで輸出は再開されない。

最悪の場合、輸出向けの2万トンを超えるリンゴが行き場を失い、国内相場にも深刻な影響を与えることが懸念される。絶対に台湾向けリンゴからモモシンクイガを出すわけにはいかない。

（県りんご輸出協会事務局長 深澤守）